



保身券

可認物便郵種三第省信遞日 六十二月二十年一十三治明
行發日五十日一回二月每 行發日五十月七年五十三治明

政教時報

第八十三號

論說

人生救済の意義

〔社説〕

〔宗教形式の變遷〕

貧民兒童の慈善植民

〔同上〕

〔慈善物品の一新案〕

社會

◎大海の度量 ◎暑中休暇を利用せよ ◎風俗頹敗

◎歳費全廢院

兒童の夏季植民等

〔海外時事〕

▲閑文字▼

雜錄

二十年前の東洋學者

眞岡湛海

講究

獨逸新教々憲の沿革

池山榮吉

信界

佛弟子小傳

近角常觀

▲教界彙報▼

古今

チンツエンドルフ伯

待山生

▲社會小説▼

大戸本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の愚弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査する事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勸絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむる策を講ずる事。

政 教 時 報

人生救済の意義

(宗教形式の變遷)

宗教は人生に對する一大救済の事實也、而して其精髓や永久不變にして、其結果亦千古溢らずと雖、之が人生上に現はるる形式に至りては社會の趨勢と人心の推移とに従て幾多の變遷なくんばあるべからず。何んとなれば宗教は是れ正さに人生に對する救済にして、其人生なるものは少くとも其形式に於て幾多の變遷あればなり。人生の形式既に變遷す、之に應ずる宗教の形式變遷なくして可ならむや。宗教形式の變遷吾人は寧ろ其必然の現象なることを信するものなり。

吾人は之を動物學者に聞く、軟體動物は其居住せる貝殻の形式如何によりて其動物の性質を知ることを得べしと、而して宗教亦然り宗教の形式が如何に時勢と推移して變遷せるかを知らむと欲せば、宗教の住居たる寺院會堂の建築を以て、一見先づ性質を認知し得べき也。吾人之を西教の實例に徴するに之を明知する事を得べし。中古以後伽藍の建築を目撃するにゴシック式の高塔は磊々として林立し、彩色玻璃の窓を通じ來る、着色せる光線は人をして幽玄の境に遊ぶの想を

しめ、高崇なる穹窿に漲る香烟は哀婉なる音樂と調和して、恍惚として神明に交の感あらしむ、伽藍は實に禮拜を主とする建築にして、而して聽講室としては最も不適當なるものならずむばならず、宗教改革已後に至りて宗教の事一に内心の確信によりて一身を統御する人生の事件にして、外界の感觸によりて情操の満足を買ふを主とせざるに至れり。此に於て儀式禮拜の事廢れて、説教、教訓は寧ろ公共禮拜の要點となり、教會は聽講室となるに至れり、かくして改革教會は單純なる集會場を以て伽藍に代ふるに至る、是豈宗教状態の變遷を暗示するものにあらずや、今世紀の初に至りて組織的教會 Institutional church なるもの起り來りて教會建築の形式を促し、過去數世紀間の集會場より一步を進めたること恰も嘗て集會堂が伽藍より一步を進めたるが如し。是抑々教會なるものが其役目を異にし、從て其方法を一變したるものならずむばならず。此組織的教會なるものは勿論聽講室を存せり、然れども單に是のみを以て全構造を獨占するものにあらず。社交的生活のために談話室あり、智力及殖産の訓練の爲めに讀書室、教授室、職工室あり。殊に若しきは體育保養の爲めに體操、游泳、沐浴、投球等の設備を有するに至れり、是實に社會的意味を宗教の上に加へ來りたる結果たらずむばならず也。此の如く儀式禮拜、説教教訓、社會改善三者其目的を異にするに従ひ、宗教の形式を異にするに至れ

り、然らば何が故にかく目的を異にし来るか、是即ち宗教が救済せんとする人生其物が既に變化を來せばなり。而して吾人は時世の變遷に伴ひて、宗教の形式に改良を施すべき必要を感ずるもの也、故に吾人は宗教が此の如く變化を來したる社會的原因を論じて亦我佛敎が將來採るべき方針に資する處をあらわすとす。

十六世紀宗教改革の起りたるや、羅馬敎會の腐敗に飽きたる人心に向て、生ける信仰が光明を發揮し來りたるが、大原因たること言ふ迄もなし。されど其形式の改革に至りては大に社會的原因の存するを見る。中世封建制度は瓦解して漸次新しき社會、團體を生じ、遂に中央に集權して、歐洲現時列強の國家的勢力の基礎を形作りし時代にして、既に大勢として各國獨立の宗教組織を欲するの時世たりし也。加るに古文の復興は敎會の内外に向て新らしき光を送りて、宗教の教理及び組織に於て幾多の疑義と濫用とを發見し來るに於てをヤ・ルーテルの信仰はたしかに燎原の一點火たりしに相違なし、然れども既に獨逸各地の諸侯は既に業に各勢力を集中して、羅馬權威の下にあらざりし也。カルセンはたしかにゲンフの政教を掌握せり、然れども瑞西の天地は既に自由の思想を孕みて自治の精神を發揮せり。宗教改革時代の社會的原因は既に人の知る所、特に吾人が詳説を要せざるべし。

進みて十七世紀の末十八世紀の初めに當りて獨逸及び英國

を生じ、相競て貿易に殖民に其競争益激しく、社會は舊時の靜安を許さざるに至れり。此に於てや此等の人生、此等の社會に向て救済の實を擧げむとするや、事實的、社會的ならざる可からざる所以のもの固より其所也。而して十九世紀に至りて此の如き殖産工業及び労働組織上に於ける問題は益々其極に達し、火花を散らすに至れり。此に於てや、宗教界亦面目を一變し、諸種の社會救済方法の講ぜらるゝ所以也。是組織的敎會、Institutional church 宗派上の組織的、社會改良運動 Organized denominational effort for social betterment 等の大に盛なる所以也、其詳細に至りては他日再び紹介するの機あらむ。

之を要するに宗教が今や正に社會的救済の使命を擔ふて二十世紀の征途に上る、是實に大勢也。我國維新已後の社會的變遷は宗教改革已後の機運は一時に漲り來りたるの概あり、北海の寒國一たび春風雪融くるの候に至らば、梅櫻桃李一時に花開きて前後の區別なしと、我國の社會亦之に酷似するものあり、我佛敎家たるもの世界の趨勢に鑑み經營施設する所なかるべしや。最後に一言す可ものあり曰く他なし、此等諸種の社會的改善の運動なるもの、信仰の根源より流出るに非ずむは決して力強き動機たる能はざる也。殊に佛敎の社會上に對する理想は平和と同一とを第一義とするもの、若し實行施設をして之に伴はしめはたしかに西洋各國に於て基督敎

に於て相類似せる二個の運動起りて宗教界の氣風を一新せり。乃ち獨の敬虔主義と英のメソヂスト運動是なり、前者はスパーネル及びフランケは其運動の中心にして、從來の如く單に理想一邊を以て神學を論じ、乾燥無味に陥るの弊を脱して、社會上に幾多の施設をなし、ハルレにフランケンハウスなる組織を作り、孤兒院あり、小學あり、中學あり、女學校あり、傳道學校あり、百般の慈善事業を経営し、信仰を事實的に顯現せり。而して其極チンチエンドルフ伯に至りては、信仰を中心として社會的に於ける宗教の社會的生面を開きするに至れり。兩者は獨逸に於ける宗教の社會的生面を開きたる起源にして、前者のフランケンハウスは、現今益々其範圍を擴張して、教育上有數の機關となり、後者は現時外國傳道の基礎となりて益々其効果を奏せり。而して英のメソヂスト運動は亦同しく規則的に嚴格に道德品行を正しくし、教育に慈善に總て社會改良の點に於て一生面を開けり。是より英米の宗教的社會運動亦盛也。

此の如く十七八世紀の交社會的傾向を生し來りたるもの決して偶然にあらざる也。當時は正に農業經濟は一變して殖産工業の經濟と一變し、諸種の器械は發明せられ、労働の方法に於て著しき變化を來たし、都府の人口一時に増殖して社會の面目頓に一變せり。殊に一般の人心貧殖の一方に向ひて、一國家の利益は必ず他の國家の不利益なりとの如き經濟思想者死守して防ぐ能はざる社會主義に向て根本的に解決を與へ得べきもの、たしかに二十世紀に於ける世界的宗教たるの資格を有するもの也。之に生命を與へ、之を社會的に施設し經營し、實行して、世界の舞臺に推舉する實に我國の任務也。

貧民兒童の慈善植民

(慈善旅行の一新案)

由來山水明媚の地に向て旅行を企るが如きは、紳士富豪の徒にあらざれば、詩人騷客の輩なりとす。是を以て山光水色の風景を撰にするは、主として此等の徒輩に屬するもの、如し、江山豈彼等の専有物ならむや。

近頃諸種の慈善事業勃興する中に於て、我國にありて最も新趣向にして効果を收め且つ興味は深きは、それ彼の勝地清遊の慈善旅行なる哉。昨年始めて『時事新報社』によりて計畫せられ、可憐なる貧民兒童の一隊を率ゐて江の島、鎌倉或は日光等の山紫水明の地に逍遙せしめ愉々快々の裡、幾多の敎訓を與へ、幾多の感化を及ぼしたるや知るべからず。この天然の美、自然の景が彼等兒童の小なる頭腦に如何なる跡痕を印せしかを知らずと雖、彼等が成人の後人格上至大なる影響をうくることの甚大なるべきを信ず。去ば名は單純なる慈

善旅行に過ぎざれども、教育上の効果はながく没すべからざるなり。最もこの種の慈善旅行は体育を主とするよりは、寧ろ児童の智識開發即ち智育に傾くもの、如し、これ旅行の一隊は健全なる児童によりて組織せらるるを以て也。吾人は智育に傾くを以て之を排するにあらず、益々此種の慈善事業を奨励せんと欲するものなり。然れども貧民の状態を察し來れば種類同くして尙一層適切なる事業の泰西各國に行はれつゝあるを見る、そは貧民児童の夏季植民是なり。其實植民と稱するも海濱或は山間の勝地の一定の土地を擇ひて病兒若くは體質孱弱なるものを二週間乃至四週間収養するに過ぎず。勿論永久の移住にあらざる也。慈善の方法としては最も簡單にして最も善良なる仕組なるを以て、今や歐米各國到處慈善植民事業の計畫を見ざるはなし、『時事新報社』の慈善旅行も此の植民事業より案出したる方法ならむ。

抑々貧民児童なるものは父兄の生活窮困を極むるより、漸く長して七八歳に至れば早くも労働に服し、糊口の手助をなすものすくなからず。元來發育十分ならざる児童を驅りて終日劇烈なる労働に服せしめたる結果、多少の病氣を發生せざるもの殆ど稀なり。僅に其日々の細き生活を支ふる貧民の事なれば、もとより醫藥の十分なる善なく、看護等の手當すら殆ど望むべからず、搗て、加ふるに平素營養不十分なるを以て、初めは輕症なるものも漸々大患に罹り、遂に一命をも

棄ることは吾人の母々目撃する所なり、あはれむべきは彼貧民なるかな、児童なる哉、

是を以て夏季に於ける慈善植民の組織、起りこのあはれむべき兒女の輩は此の處に收養せられれば、一家の苦痛を忘れ、天然の美、清鮮の氣を呼吸して始めて健康舊に復するを得ん。而してこれか組織、方法並に沿革を畧述して一は参考に資し、一は我國の有志諸君が着實なる方法によりて此種の事業に従事せられんことを望む。

沿革

此夏期植民の起原は一千八百七十六年七月瑞西チユリヒの牧師ヒオンなるもの始めて以上の目的を以て夏期植民を企て男兒三十四人、女兒三十人を率ゐ、男女の教師之に附隨して二週間或山間に避暑したるに起因す。後二年を経て獨乙フランクフルトのドクトル、パレントラツプなるものあり、九十

七人の男女を集めて、之を八組に分ちて、一組毎に教師を附して監督の任に當らしめ、オルデンワルドの鬱々たる森林に向て植民を企てたり。又ハンブルヒの慈善學校協會も之に倣ふて、夏期に至れば地方に向て年々植民事業を實行し、尙かならざる効果を奏せり。かくして各國到處此事業を見るに至り。

而して獨逸にては一千八百八十五年に至りて遂に各植民地の組合若は該事業の代表者は互に集會して中央會議を開き設

備、方法等に付協議を凝らすに至れり。殊に一千八百八十七年にフランクフルトに開きたる第三回中央會議にて一定の準則を定めて之に依らしむるとに議決せり、其設備方法は如左し。

設備、方法

- 一、比較的健全の児童は半植民として市内附近に送る事
 - 一、輕症若くは病氣上り若くは孱弱なる児童は全植民として田舎又は山地に送る事。
 - 一、稍重病者は温泉又は海水浴場に送る事。
 - 一、最重病者は森林の近邊に相當の保養所を設けて之に送る事。
 - 一、二十五人毎に一人の監督者を付する事。
 - 一、児童の選擇は可成通學者に限る事。
 - 一、児童一人に付二枚の衣服と二枚の襦袢とを與ふる事。
 - 一、両親より多少出費せしむるを可とす。
 - 一、多量の牛乳を與へ時々体重を檢する事。
 - 一、收養所は可成的組合が建築して自炊的にする事。
- 以上大略に過ぎず、一千八百八十八年、チユリヒにても夏期植民の萬國會議を開きしが、決議の結果殆ど同一なり。

統計

煩鎖なる統計を示すは吾人の本意にあらざれども、この事業が如何に歐米各國に行はれつゝあるかを知るに足るを以て

左に少しく之を示さん。

獨乙にて一千八百八十五年より一千八百九十七年の間に組合の數七十七より百四十八の多きに上れり。而して保護を受けたる児童の數は一千八百九十年より同九十七年迄七間に二萬五百八十六人より二萬八千七百七十四人に及ぶ。其出費は四十四萬五千七百九十三マルクより(一マルク凡五十錢)七十九萬八千四百七十九マルクと云ふ殆と二倍の多額に上りぬ。諸児童の健康は著しく回復し血液は良好となり、體重の如きは、平均二キログラム即ち七百目餘を増加するに至れりと云ふ。以て如何に此事業の有効なるかを知るに足らむ。

以上は歐洲の例證を挙げ來りしが、吾人の此事業の實行方法に對する考案も前條の方法と大差なし、たゞ茲に一二の所

- 一、此事業を起さんとせば、團體を組織せざるべからず、又は既成の慈善團體に於て行ふも可なり、更に個人として之を企つるもまた妨げざる也。
- 一、年齢は八歳より十四歳迄を可とせむ。
- 一、夏季は敢て夏季に限らざるも可ならむ。

但し児童の大部分は就學にあるを以て、暑中休業は即ち夏季植民に最も適當ならむ。

- 一、可成收養所を建築するを可とす、最も初めより完全を期せざれば寺院或は旅宿を借りて之に充るも可なり。

又或民家に児童を托するも一方法ならむ。
 一、小學校と聯絡を通ずること、而して児童の選擇は團體の各小區劃の委員之に任ずること勿論なるも、特に學校教師は常に注意を怠らざる事。

一、監督者は教師、宗教家を用る事。
 一、衛生上の事に關しては醫師の指揮を受くべき事。
 一、児童の遊戯に關しては適當の方法を設けて倦怠の念を生ぜしめざることに注意をとる事、但放任の結果悪習慣に陥らざる事に勉めざるべからず。

一、智育よりは体育と共に、德育の發達を計らざるべからず、最も之を導くには宗教々育を施すを以て可とせむ。
 以上掲ぐる所實行方法として僅に其一端に過ぎず。要は眞摯なる實行者が出て來らむことを俟つのみ。日本は既に世界の樂園也。到處名區勝地天然の美備はらざるはなし、江山豊富蒙一輩の專有物ならむや、願くは可憐なる児童の爲にも、山光水色風光絶佳の地を相して、茲に収養所を設け、稚心にして邪氣なき貧童の爲め一掬の涙を濺く志士仁人の出て來らむことを切望す。

社 會

大海の度量

人各主義あり、而も眇たる一小主義に踞踞して、偏見を抱き固陋を持し、彼を排し此を斥け、磨擦の爲に勢力を消耗するが如き、言語同断と云はざるべからず。みよ、大海の水、滔々として一は北に流れ、一は南に走る、而も古往今來、未だ曾て衝突、背戻せざるにあらざるや。大海の水、よく其分を守りて溢ることなし、况や宇宙微妙の眞理の大道に於てをや。然るに今の宗教家は親しく手を握りて事を共にするを欲せず、互に城府を設け、鴻渠を築き、其相容れざる水火の如し。何ぞそれ迂なる哉

暑中休暇を利用せよ

都下幾萬の學生諸氏、今や、三伏の熱、紅塵の卷を辭して、歸省、慈親の膝下に侍し團樂の快樂をとるものあり。或は高山に攀ぢ大澤を涉り、悠々青山綠水を友とするものあり、學生夏季の行樂何物か之に若かむ。これ普通學生にありては最も適當なる避暑方法たり、然れども宗教學生は此の際暑中休暇を利用して、大に活動を試み、他日社會に出づる地盤を固めざるべからず。竹蔭の影、清風の裡徒に午睡を貪るが如き宗教學生の本務にあらざる也。乃ち諸君は郷里の年少子弟を

集めて宗教々育に力を盡されむことを望む。諸君が實際的經營上大なる經驗を積むのみならず、他日宗教的施設をなすに於て便利を得ること、蓋し明白なり。宗教々育は近き將來に於ける大問題にして、これ吾人の特に諸君の手を下されんことを望む所以也。

風俗の頹敗

近來風俗の頹敗何ぞそれ甚しきや、姉妹四人を妻妾として恬として耻ぢざる、半禽半獸のあさましき敗徳漢あり。而も其身分たるや、相當の地位を有し相當の資産を有し、所謂紳士と稱せらるゝものなりと云ふ。此惡習ながく俗をなすに至らば、日本道德の將來は果して如何になり行くべきか。殊に注意を拂ふべきは、現に某校に籍を有する女學生にして吾人の筆にだにするを耻る行為をなして、其筋に拘引せられたるもの數名ありとさく。

風俗の頹敗も茲に至て殆ど極まれりといふべし。浮薄なる女子教育の結果現今の趨勢を來したるにあらざるか、女子教育の根本に向て治療を加えざれば病毒は漸々社會に蔓延するに至らむ。敢て教育家并に社會改良家の一考を促す。

歳費全廢説

論するものあり、歳費全廢を一の條件とし、以て今年の總選舉に打て出てむとする候補者に對して之を試むべしと。言稍々奇矯なりと雖、現今の腐敗せる政界を救済する良藥た

りと云ふべし。

政府は法を設けて嚴肅に之を勵行せんとするも、候補者の競争愈々劇甚となるに従ひ、いま／＼しき投票の賣買なるもの盛に行はるるは既往に徴して明白なり。昨今傳ふる所によれば東京府下の如き一票六圓の高價を以買収に奔走しつゝありといふ。地方の如きも一票一圓位の相場を以て賣買の行はるゝことは殆ど疑を容れざる所なり。

曾て歳費増加の議、議場に上りし時、議員の品格を高むるを以て其理由としたる所なりき。八百圓の當時と二千圓の現時と議員の品位何れか劣れりや、何れか優れるとせむ。これ解答を要する迄もなき事なり。寧ろ歳費全廢は議員の品格を保つに於て一服の清涼劑たるにあらざるか、今日の代議士は國家の代議士にあらずして歳費を目的とする代議士なり、之あるが爲に競争し、之あるが爲に不正を行ひ、之あるが爲に買収を試むるなり、畢竟歳費は彼を誘惑に導く魔物たるに過ぎず。きく、總選舉に際して些の運動なく、些の競争もなくして、議員に選出せらるゝもの僅に三五人に過ぎずといふ、他は皆不正手段によりて僥倖なる當選を得るもの也。政界は如斯議員を以て充たさるゝ、豈腐敗せざらんと欲するも得べけんや。總選舉期日將に眼前に迫り來りぬ、選舉民諸君、希くは歳費全廢を條件として候補者諸君に試みよ、それ如何なる結果を生ずべきか。

●伯林夏期植民協會 伯林には小兒の夏期植民を目的としてゐる會が十ほかりあるが、其内で一番大きい伯林夏期植民協會の年報が、ついでに此間發行された。之に依ると、前年度に於て支出した費用が十二万九千五百三十九馬克(約七万圓)世話した小兒の数が三千七百九人である。其の中二千五百五十九人は六十五箇所の全植民地(山野、海邊)に送り、千五百十人は二十三箇所の半植民地(伯林近郊)で介抱した。それから勉強で品行の良い、男女の小學生徒各十五名は、別々に各一名の男教師、女教師に導かれて、瑞西の山野を跋渉したうだ、小兒を植民地に遣つてもらひたいといふ申請の数は一萬以上上り、之を審接するには二百三十四の委員と二百二十七の囑託醫とが非常に骨を折て、僅の間に調べ上たさうだ。

●カーネギーと黒人教會 亞米利加の富豪カーネギーが好んで人に語る所として、近刊のケルン新聞が左の珍談を傳へた。カーネギーは未だ當て黒人の教會をのぞいたとはなかつたが、ジェノバの或る小さい町へ行つたとき、とある黒人教會に入つて見た。やがて御説教がすむと例の集金めがけに上つた。順々に廻つて血の中に參詣人の志がチヤラン／＼と響いた。で、一番終の椅子に腰掛けてゐたカーネギーの番になつたとき、彼は百圓札を一枚ツツト其の皿の上に置せた。するま老教師は例に依て集金の結果を報告して、「諸君よ、神様は吾人に對して殊の外慈み深くあらせられた吾人は只今の集金に依つて二圓四十八錢を得た、而しても一彼處に居る白い髪の老人が皿の中に置いた札が眞物であるならば、吾人は百と二圓四十八錢を得たのである。諸君よ、吾人をして神に謝し、併せて此の札の眞ならんとを神に祈らしめよ」といつた。で、カーネギーは其祈禱のまた終らないうちに其場を去つた。

●ビューローと在外獨逸學校 在ルーマニヤ獨逸學校協會の會長ドクトルフランツ、シュミットといふ人が獨逸帝國宰相ビューロー伯に宛て、左の書翰を出した。
千五百二年五月一日
ブカレスト

一、在外國獨逸學校保護を目的とする現在の帝國在外學校獎勵金三十萬馬克(十五萬圓)を少くとも六十萬馬克(三十萬圓)に増額する事
二、帝國の保護を受ける在外國學校に奉職する獨逸教師の服務期間は之を本國に於ける在官年數に加算すること
三、外務省中に帝國在外學校局を設けて在外國獨逸學校事件を管掌せしむる事

ビューロー伯は之に對して左の返書を送つた
千八百九十二年五月十五日
(ルビン)

前署に在外國の獨逸學校の事は常々殊に心に掛つてゐる所であつた。此件に付ては機性を辨せざる愛國心の發動の結果、從來商業に小なる始より起て大なる効を致したと固より疑ふべきでない。が、在外獨逸學校をして益々健全なる發展を遂げしめ、以て其の遠く本國を離れたる地に於て獨逸の言語、獨逸の主義を維持し奨進せんとする高尚なる目的を達せしめんには、尙幾多の爲すべきと殘つて居る。ドーナリ下流の獨逸學校協會が熱心此事に従ひ、其希望を申込まれたとは私の甚だ感謝に堪へない所である。就中其第一の希望たる、帝國は在外獨逸學校中の手簿のものに一層有力の保護を與ふべしといふことは私の最も賛成する所である。如何に私がこの財政上の保護を必要視するかは、夫の千八百八十九年度の豫算に於て帝國在外學校獎勵資金が十五萬馬克より三十萬馬克に倍加したのほ即私の發議に本いたのであるといふに依て明瞭に證據立てられたるともいふ。其後私は前年度の豫算に於て更に此資金を増額しやうとしたが、是は否決されてしまつた。尤も是は單に一般の財政の状況からさうなつたので、保護の必要がないからといふわけではなかつたのである。私は此次には適當の方法に依て一層多大の金額が前掲の目的に供せられんことを熱望する。若も是に由つてルーマニヤから起つた要請に副ふことが出来るやうになつたならば、それは私に取て誠に喜ばしいことであらう。爾餘の御希望も私の考ふる所では大に傾聴すべきと思ふ。後署

●獨逸各邦新教々會聯合問題 獨逸新教々會々議は今年も例に依てアイゼナハに開かれたが、去る五月三十一日余會一致を以て獨逸各邦新教々會の共同事件に關して聯合すべきを決議し其案を作らんが爲め十三名の委員を定めたといふ。詳細の事は後日報道するといふ出来やうともいふ。

閑文

▲大谷會 去る八日上野精養軒に於て、新法主が東上せられたのを機會として、臨時に大谷會が開かれた。南條、清澤の先輩をはじめとして彼此卅餘人の出席者があつて、なか／＼盛會であつた。開會の趣旨やら、挨拶かすむと一同フォークヤ、ナイフをとりて皆が無言の行をはしめた、無作法の喰ひ方には驚く斗りたか、南條博士と池山待山君の二人は流石に場所慣れた丈あつて甘いものであつた、中にはナイフでフォークの代表させた人もあつて、唇が怪我するかと思ふて、ひやくしたハイカラもあつたさうである。

食事かすむとすぐに席を改めて座談かほしまつた、齊藤不老仙は理事本末論を持出し中々氣焰を吐いた、武田監獄は専門的の犯罪論鹿瓜らしくやつた、きつと伊太利の犯罪學者か出て來ると思ふてゐたら果して出て來た、次に近角旭村君は例の音調で宗教形式變遷論をやつたのが、抑も導火線となつて談話に花かさいてなが／＼面白かつた。

なかにも吉田賢龍君の如きは重き口調で、時勢に相應した宗教形式は今後大に必要になつてくるに相違ないことを述べられた。それからろれへと面白き話が出て満場俄に春色を呈した、いつもながら罪なき議論に花の咲くのが大谷會の特色であらふと思はれる。旭村兄に西洋各國宗教の儀式的の質問どし／＼起り同氏は視察の要點を述べられたが委しい事は本

號の社説にかいてある、不老仙は時々警句を放つて人の顔を解いた、そして盛に宗教學校に於ける卒業式の今少し町重に宗教的にやつて貰ひたい事を主張した、清澤師は突然どうせば宜しいか、説教でも儀式の中に入れる積りであるかと反問した、不老仙は暗に眞宗大學の卒業式があまり宗教的でなかつたのを不平らしく清澤師に聞えたてあらふと思はれて、何となく面白がつた。

淺井君や松見君の質問は一向に要領を得なかつた、珍しいのは坐談に巧みなる南條博士は時に洪笑を催すの外一言もいはなかつた。新法主は絶えず満面微笑してあられましたのは深く吾／＼の恐悦至極に存する次第である。

▲講習會の所謂元老 佛教青年會の元老株も澤山あるが、第一回須磨の講習會以來洋行中は別として一度も欠席した事ないのは旭村兄斗りである、今年もまた東西兩講習會に出席するさうである、併し前幹事眞岡兄の如き二度も其局に當りて講習會を開いた、今年には幹事の和田君が病中なるを以て、眞岡君は伊勢から來て三度の幹事をやる事になつて、此間東上萬事打合の爲め一昨日出發した、同君の云ふ事はなか／＼面白い、○○の再勸のやうであると例の如く阿々大笑して森川街を震動させた。是等は元老中の元老であらふ。(十三日稿)

雜 錄

二十年前の東洋學者

真 岡 湛 海

此七月十六日は二十年前になられた日本の東洋學者の命日である、私は何故に今此人の事を思ひ出したのであるか、二十年前以前と二十年以後の今日と我日本に於ける東洋學の進歩があまりに遅々たる様に思はれて、三十一歳二月といふ若い年で研究の途中に死なれた此一人の青年佛敎徒に對していかにも耻しい様にもあるから、日本の佛敎徒諸君と共に此人を想ひ出して相共に奮勵したいと思ふのである

此記應すべき一人の東洋學者とは誰であらうか、眞宗大谷派の人は、すぐに思ひ出されるであらうが、恐く外の宗旨の人や、又は世間の學者からも忘れられて居るであらう、實に明治十六年七月十六日といふ日は、我日本の東洋學前途の發達のためには一大障礙を興へた日であつて、無常の風は笠原研壽といふ有爲の學者を遂に他界の人としてしまつたのである、遺すところは「アネクドイタ、ヲキゾニエンシア」の中の法集名數經(タルマ、サンクラハ)の出版に名を止めればかりで、遺憾此上もなきとである

南條博士が其後、氏の遺稿を集めて、笠原遺文集と題して出版せられたが私は此書物を讀む毎に數行の涙を禁ずることが出来るのである、笠原氏が日本に歸つてから、熱海で病を養ふて居る時、當時尙英國に止まりて勉學中であつた南條博士の許へ送られた手紙ほど、世に悲惨なるものがあろうか

「小生寫本ノ俱舎註ガ一枚ドフシテカ紛失シタリ、コレダケ闕ルハ遺憾ナリ、御序モアラバ、曲橋ニテ一寸御寫取被下バ至極幸ホナリ、巴里本ノ Fol 23 A ナリ、右ノ寫本ハ生ニ幾分カ肺病ヲ與ヘタリ、依テ其紀念ニ完全ナラシメオキ度ナリ、定メテ君、曲橋へ御越ノコトモアルベシ、御序モアラバ御願申上候」

私は未だ此の如く、熱心にして眞面目に、其眞情を吐露した手紙を讀んだとがない、實に言々肺腑より出で、俱舎註一枚の紛失を遺憾に思ふた笠原氏の容貌を眼前に見る様で、唯悲嘆の涙に咽ぶばかりである、氏に取りては此勉學が病の基であつて、其一枚の紛失は、百萬圓の財産を失ふたよりも尙強く遺憾に思はれたに違ない、嗚呼滔々たる日本の學者中、氏の如き熱心を以て勉むるものが果して幾人あろうか、

『タルマ、サンクラハ』を繙くものは幾たびか此一事を思ひ出さねばならぬのである

明治十四年一月英國牛津より送つた佛敎學徒將來の方針と題する一篇の如きは一層切實なるものであるから、二十余

年後の今日に於ても、尙佛敎徒諸君の一讀を煩はしたい、今其一節を此に掲げましよう

近日佛人スタニスラス、シュリヤン氏の書を覽るとを得、讀んで甚だ感ずるとあり、一二語を左に譯して歐人の學に勉むるの一助を見んとす

「余が支那語に熟したる後に第一に着手すべきは態と「サン スクリット」を學び初むることなりき、故に余は此學に身を委ねたり、これは差當り難解の文字を解し去らん爲のみにあらず、若し我企成りたらば、支那佛僧の記したる印度記を譯し、或は通じて三藏の譯したる支那譯佛經を讀まん爲なりき、又云、余が「サン スクリット」學に身を委ぬるときに當りて、余は未出版の「サン スクリット」の書を出版せんとしたるにあらず、又決して印度學者といふ稱號を欲したるにあらず、余は唯相成るべくは支那字を以て記したる梵語を解する便覽を後に世に示さんと欲せしのみなりき、

「シュリヤン」は佛徒に非ず、佛書を學ぶは自身の爲に非ず又之を讀んで破斥を加へんとしたるに非ず、歐州人の支那佛書を讀むに當り一困難は支那字を以て梵語を寫せるものこれなり、此困難を除き、且つ法顯玄奘等の印度記を譯せんとて、そのために支那語を學び初めたり、支那語を學ぶは歐州人に取りては至難の學なりき、然るにシュリヤンは之を仕遂げ、次に「サン スクリット」を學びたるは外の目的

あるにあらず、只支那譯佛書を解するとの明かならんとを要したるのみなり……此の如くにして「シュリヤン」は十六ヶ年の星霜を経て、梵漢佛語字典成れりといふ、勉めたりといふべし、人或はシュリヤンの不急の小事に十六年を費したるの痴を笑はん、然れども鄙生の如き其勉強に感じ、世其事業の我徒に鴻益あるを謝するの外なく、而して此事業の我輩佛徒の手に成らざりしを耻づるのみ、

彼が肺病を起すまで勉強したのは、此刺激が強かつたためである、彼は確にシュリヤンの根氣強いのに感奮して遂に其命を終るに至つたのである、されば此一節を讀むものは深く氏に同情を寄せて、願くは氏の言に聞く所あつて頂きたい、

「マクス、ミユラ」の文庫殆んど一萬巻も我大學圖書館に入るともなつた今日であるから、假令斯學の研究は今尙進んで居ないにもせよ、其研究の便を得たとに於ては、實に從前の比でないのではありませんから、日本の佛敎徒か空しく此等有益なる書物を高閣に束ねて置くやうなとなく、どしどし研究の歩を進めて、此一青年の志を繼いで頂かんとを切望するのである、ウエプスターは五十歳以後に十七箇國の國語を學びドライデンは六十三歳にしてイリアッドの翻譯を始めたといふ位であるから、今の青年にして一たび此熱心を喚起し來つたならば、左程の困難ではなかるうと思ふ

是に付ては、再びホヂソン氏のとを一言、言はねばならぬ

此人は佛敎文學の研究に付て非常の力であつた人であるけれども、其當時は殆んど無名の一學者で、當時の社會人名辭書にだも其名を發見するとの出来なかつた位であつたさうである。しかしながら、今日ではニポール及西藏の言語、文學及して誰も知らぬものはない、ニポール及西藏の言語、文學及宗教に關する氏の論文を集めた一書を開いて見まするに、氏が千八百二十一年ニポールに行きましてから、何とかして佛敎に關する知識を得たいと云ふ熱心から、或は人を出して書籍をさがしたり、種々の困難を経て研究しましたが、氏自身も其論文中に言ふて居る通り、多くの時間と忍耐との力が全くの徒勞でなく、多くの經卷の原本を發見して、其コンドニア細亞協會の書庫に送つたものが、方廣大莊嚴經、法華經、無量壽經、金光明最勝王經、十地經等七十九部に止りました。しかも彼は初め一箇の商人に過ぎなかつたのである、西人の忍耐の強いとは今更いふ迄もないとであるが、ホヂンソといひ、シュリアンといひ孰れも感嘆の外はない、笠原氏が此等の事實を見聞して、残念に思ひ、血を吐くに至る迄勉強したのも無理のないことである、有名なヒュルヌフの如きもホヂンソより佛敎の原本を得て研究を始め、遂には法華經をフランス語に譯するに至つた、法華經はクアンの英譯まで出來てある位で、邦人の東洋學に對する責任を盡して居ないとは、實に愧ぢて死なねばならぬ様に思ふ

ならば彼の名は、今日の如く偉大なるものでなかつたらうと思ふ、ルーテルのルーテルたるところは、彼が聖書の獨逸譯を新にして此不朽なるものを獨乙人にのこしたとではなからうか、此聖書のために獨乙の文體は統一せられ、獨乙の文學は漸く振興の機運を開き、獨乙人の思想は間接に統一せられてしもうたのである、獨乙の今日ある又彼の一聖書に負ふ所なしとも斷言出來ぬ様である、私は常に此の如く思ふて居る、ヒスマルク以前に遡ると殆んど三百五十年、獨乙は既に一人の精神上のヒスマルクを持て居たのである

嗚呼アルトブルク城中に於ける一年間の譯經事業はいかに彼の信仰と事業に確乎たる基礎を興へたであらうか、實に想像するも羨しきほどである、信仰によりてのみ義とせらるゝといふ福音はルーテルの一生涯活動の中心であつたに違いないが、其希伯來語と希臘語の聖書を味ふたとき、神秘的なる彼は幾多の感化を蒙つて益々其信仰を温めたであらう、必以信心一爲能入一は又我佛敎徒の常に服膺して居るところであるけれ共、其聖典を讀むに當て更に、印度、西藏等の原本に遡て之を拜讀したならば、基督敎徒のそれに於けるよりも尙一層、熱い誠を捧げて深き感を得ると信ずる、私は笠原研壽氏と一面の識もなきものであるが、其學、其徳、皆是れ信仰より溢れて居る様に思はれて、若し此人があつたらば、我國の佛敎徒は聖典を拜讀して之を味ふ點に於て、も

序ながら佛敎聖典の研究に對する私の所感を附け加へて置こう、從來佛敎徒の研究法が訓詁的に過ぎたとは實に誤りであつたとは申す迄もないとて達意的の研究をせなかつたのは大欠點であつた、然るに今日では其反動として、餘りに達意を貴びて、一知半解、直に批評を試みようとするものがあり、或は煩瑣的の筆法を以て、無暗に學問を銜ふ者がある、是も亦大に注意すべき現象である、元來、學問の初りは凡て訓詁的、註釋的で、小、中學の時代は固より其御蔭を蒙らなければならぬ、それから、追々、達意的に大眼目を知る様になるのである、其次には更に一步を進め或は原本と譯本と、或は甲と乙と比較對照して益々其眞髓を味ふ様になり、研究は信仰の基礎ともなり、信仰は更に研究の歩を進め、信と解と、解と信と互に相助くるとがあるであらうと考へる、聖典の研究は少くとも此三のもの即訓詁と達意と比較とを欠きてはならぬ

今日世間では宗教改革の呼び聲が盛んで、雜誌屋の店頭にも、某博士の宗教改革案など一夜づくりの思ひ付も折々、目に觸るゝ様であるが、我々は先づ此聖典研究の上に我々の信仰を作るべき大根柢を置いてもらいたい様に思ふ、そうしてそれが單に學究的でなくして、どうか宗教的であつてほしいものである、試みに基督敎の上に就て考へて見ましても、若しルーテルにして單に法王に反對したといふばかりであつたつと進歩すると思ふと、國民信仰の上にも尙多くの助けとなつたであらうと思ふ、此に世の人々と共に今日より滿十九年前に前途有爲の才を抱きて空しく彼の世の人となつた越中礪波郡城端驛の一青年を理想して、相共に奮勵しようと思ふのである、讀者諸君は二十年前の日本と今日とを比較するに至りて、皆私しと同様の感に堪えないであらうと思ふ

懷舊二十韻詩稿(節十首)

明治卅四年辛丑十月廿八日、笠原保義修其先考廷行院研壽師十七回忌辰法會于其生處越中城端惠林寺。余應其請特從東京詣之。留一晝夜、讀經演說、併述師苦學實況。故老亦爲余詳語師之遺事。中心耿耿不能就眠。遂得短古三十首。唯陳懷舊之情耳。未暇推諫也。倒指則師之死已經十九年矣。

同 學 南 條 文 雄

去年今日哭馬翁。今年今夜祭研公。恩師長友弄我遊。悽然坐覺心事空。一事無成堪漸死。十有九年夢忽々。明治壬申始相逢。西京東京亦相從。雲萍萬里携手去。弟兄之情道氣濃。兄弟存感無餘。十九年後拜遺容。要與廷學建法幢。英京佛都寫古籍。聚頭津津勸書室。一朝二豎奪君去。法鼎獨力不可扛。營營三年與君俱。刻苦窮經費工夫。讀書意外謝俗客。不關世人呼爲迂。馬翁悲眼能看砂。夫子有謂回不思。一木難支大厦顛。日沈虞淵奈難回。三千年後譯佛語。信風婆牙苦不才。不苦那言傳真意。一喝直使心眼開。一去飄然絕人羣。天外青生如水雲。龍城牛津擇師友。獨部佛京博見聞。輾車肥馬爾爲爾。長日忘食寫梵文。休道其語不如研。學界到處頌聲傳。姓是笠原名研壽。馬翁爲作文一篇。英京時

報々天下。無人不知研公賢。
 澤俗汗下水滔々。君獨峭直格調高。時月裁書論時弊。身在天外心劬勞。爲法之
 情山嶽重。轉視形骸如鴻毛。
 君之於我意偏丹。郵書展寄天一方。十月之間廿六度。讀來無不斷我腸。最後片
 信發病院。未經二句其人亡。
 團圓一夜促膝談。研公之傳我能誦。南溪萬里携手渡。千年古書共討探。交情終
 始如兄弟。不妨開口呼笠南。

講 究

獨逸新教々憲の沿革

（教會主長として君主の地位）

池山 榮吉

國家と教會との關係の形式を大別すると、兩者の致一制と
 分制の二つになる。更に致一制を大別すると、所謂國教
 制と國教制の二つになる。國教制とは、教會が總ての權力
 の源泉となつて、國家の上に立て、教俗兩界を統治する有様を
 いふので、其の正反對が即國教制である。中世は、大体この
 國教制が行はれた時代であつた。併し其の最も旺盛を極めた
 のは、第十二、三世紀で、第十四、五世紀に至つては、教主の
 威勢がやう／＼下火になると同時に、國君の權力がだん／＼
 頭を擡げて來た。而して第十六世紀の宗教改革は、とう／＼
 國教制の根柢を破砕して、一轉して國教制の時代を開いた。

革時代に於ける、教會組織に關する考の、最終の表示と見て
 差支なす。

教監主義といふ名義は如何して起つたかといふと、此説を
 主張する者は、千五百五十五年アウグスブルヒで開いた帝國
 教會の議定に係る、宗教平和條例に於て、『新教諸侯に對し
 ては、其の既に定めたる、若くは將來定めんとする、宗教、
 信仰、教師の任命、教會の慣例、規則及び儀式に關し、宗教
 の終局の融和に至る迄、教監の指揮監督の權を延期す』とあ
 る規定に基づき、君主は舊教々監の權利を承繼した者である
 と説明するに原因したのである。而してこの承繼の意義を如
 何に解すべきやに就て、教監主義は更に讓渡説と回復説とい
 ふ二つの反對説に分れた。

讓渡説はステファニーの主張した所で、之に依ると、

君主が舊教々監の權利を承繼したのは、從來無いものを新に
 得たので、且其の得た所の權利も、猶ほ未だ自分ののではなく、
 當分の間（『宗教の終局の融和に至る迄』）帝國より委託され
 のに過ぎないといふので、是からして君主の地位に關し二つ
 の結論を生じた。其第一は、君主は君主の權（國權）と教監の
 權（治教權）とを具有し、一人にして君主と教監との資格を兼
 ねるものであるが、其治教權は、本來君權とは全く別物であ
 つて、此中に包含されて居るのではない、偶然之に附加され
 たのに過ぎないといふと。第二は、君主は其治教權を行ふに

殊に新教諸國に在ては、國君が其の國內の新教々會の主長と
 なつて、恰も舊教々會に於ける教主の如き地位を占めたので、
 舊教諸國に比し、一段と明確なる形式に於て國教制が實現さ
 れた。

抑々教會が俗界の主長を戴いて、己の主長と仰ぐといふの
 は、元來不理屈千萬の語なので、所謂君主治教權を基礎
 として、新教々憲（教會憲法の義）の完成されるや否や、直ち
 に起つた問題は、教會主長としての君主の地位、換言すれば
 君主治教權の本質如何といふことであつた。所謂教監主義、
 國權主義、社會主義といふ三つの學説は、即此問題に對する
 解答を試みたものである。此學説は、遞次凡そ百年程宛を隔
 て、實際に行はれ、孰れも其の當時に於ける教會の本義に就
 ての考を表示して、一面には教會内部の組織の上に、他面には
 國家教會相互の態度の上に至大の影響を及ぼした。て、之を
 吟味すれば、獨り新教々憲の變遷のみならず、自から政教關
 係の推移をも併せしめるの便があるのである。何故君主が教會
 の主長となるに至つたかといふことに付ては、後日必ず御話
 する機會があらふと思ふが、今日は一旦此事實が確定して以
 來、今日に至る迄の大体の沿革を述べやうと思ふ。

教監主義（第十七世紀）

教監主義は第十七世紀を通じて行はれた説で、これは第十
 六世紀に於ける教憲發達の結果を説明したもの、即、宗教改

當り、一定の制限を守らなければならぬといふのである。即、
 君主は教監の權利を委任されたものであるから、勝手に之を
 行使してはならない、治教權行使の爲めには、格段なる教會
 的機關（教務所、視教）を設けて之に當らしめ、俗界的
 （國家的）機關をして之に與らしめてはならない、君主自身と
 雖も其教會的機關に屬する事件（教義及び懲戒）を自から裁斷
 する様などがあつてはならないといふとであつた。從て君主
 はたゞ教監の空名を有するに止まり、畢竟、教務所の議決に
 法律的強制力を假さんが爲めにのみ其位を充たすといふと
 になつた。併し此説は夫の帝國立法（宗教平和條例）を以て君
 主治教權の唯一の源泉としたので、其根據が如何にも薄弱で
 あつた。『何人も己れの有せざる權利を他人に讓渡すとを得
 ず』といふ法律上の原則は直ちに此説に適用されて、幾くも
 なく、本來教監の權を有て居ない帝國から、君主は治教權を
 受取るべき筈がないといふとが看破されたので、こゝに讓渡
 説の代りに回復説が現はれた。

回復説はラインキングの主張した説で、其大要をい

ふと、教會の内には、治者（君主）、教職（教師）、家父（信徒）
 といふ三の身分があつて、教會權力に關し各特別の任務を有
 てゐる。即、教職は靈聖の問題に就て判斷を下し、治者は此
 判斷に基いて、法律上の拘束力をもつる決定を與へ、家父は
 之に對して協贊の權を行ふと云役割になつて居る。而して君

主が教會内に於て、治者の地位に坐る所以は、君主は獨り人と人との關係(俗界的方面)を定める神の命令の遵奉されることに注意する義務あるのみならず、人と神との關係(宗教的方面)を定める神の命令の正しく保持されることに向つても責任を有するからで、君主治教權は此責任より直接に生ずる當然の結果である。従て夫の帝國立法は君主をして將來教監に代て治教權を行はしめるとしたが、君主は是に由て新に權利を取得たのではない、本來自己に歸屬すべき權利を回復したに過ぎないといふのである。斯の如く回復説は君主治教權の因て生ずる原因に就て、大に讓渡説と見解を異にしてゐるが、實際の結論に至ては二者殆んど其歸を一にした。

治教權と君權(國權)とは、全然別物であるといふ讓渡説の結論は、回復説の立論からも矢張生ずるのである。何故かといへば、君主が治教權を有するのは、俗界(國家)の主長としてではなく、教會の一員として有するので、而して教會の一員たる君主に治教權の歸する所以は、當時の新教徒の考へる所では(國權主義の初段參看)、君主は基督教界(國家及び教會を包含む)に於ける命令權の唯一の主持者であるからである。されば治教權は君權(國權)と共に、此の命令權の一部であつて、君權の主持者は即命令權の主持者、而して命令權の主持者は又治教權の主持者であるから、君權と治教權とは、必然的に關聯はしをざるもの、(此點は讓渡説と違ふ)二者孰

れも他の一部を構成するものではないのである。それから君主は其治教權の行使に於て制限されて居るといふとも、矢張回復説の主張から直接に生ずる結果である。君主は教會に於て法律的權力を持つて居るが、靈聖的權力を持たない、靈聖的權力(教權)は教會全體、就中主として教職の有する所で、君主はたゞ教職の決定を裁可し、之に強制的效力を與へるに過ぎない。されば君主は名のみの教監であつて、自から教を説き聖式を施すが如き、純然たる教師の職務を執るとの出来ないのみならず、教職の任命教義の裁定、教會の監督、教師の懲戒を行ふに就ても、一々教職の決定を待たなければならぬ。従て君主は教會的事件は之を俗界的事件と別にして、格段なる教會的機關をして處理せしめ、且つ其機關の役員中には必ず教職即神學家を加へなければならぬかつた。

之を要するに教監主義は、舊教の教監組織を見本として、新教的教憲の組立を試みたもので、一面には君主治教權の權限を外的範圍に於て、教會の君主に對する自由を擔保したが、他の一面に於て、君主の強制的命令權と教職の靈聖的教權との結合を計つたため、其の結果、殆んど舊教の信仰教制と擇ぶ所なきに至り、教義の形式に拘泥して、眞の宗教的感情を枯死せしむる弊に陥つたので、終に實信主義、合理主義の反抗を喚起して、第十八世紀の所謂開明時代に於て、根

本的に革新さるゝの止むなきに至つた。

國權主義 (第十八世紀)

國家及び教會の本質に關する中古以來の觀念は、開明時代に至つて驟然一變した。今日では殆んど自明の理である所の、國家と教會とは全然別箇の組織体であるといふ考は、開明時代に於て始めて發揮されたので、其以前は國家も教會も、等しく神の制定に係る基督教界といふ一概念中に包含されて居つた換言すれば、基督教界の兩方面として世間的生活、靈聖的生活といふ考はあつても、未だ獨立の組織体としての國家といひ教會といふ概念が發達して居らなかつた。此考は宗教改革時代迄も矢張繼續してゐて、ルーテルの如きも、基督教界には、教權と俗權とあつて、前者は靈聖的に、後者は、法律的に、基督教界を支配すべく、神より定められたものとした。即當時はまだどこまでも基督教界といふ概念が考の單位となつてゐて、其中に就て國家といひ教會といふものを畫然と分離するとはなかつたのである。ところが開明時代となつてからは、個人といふものが凡ての考の本となつて、國家は個人の自内意思即契約に因て生じたものとなつた。従て國家は最早教會と協力して人類を神に導かん爲めに設置された神定の制度ではなくて、全く個人が自由に寄り集まつて持へたものとなつてしまつた。此考は總ての團體、従てまた教會にも推し及んで、教會も亦個人の契約に因て生じたもの、即一

の自由組合であつて、此世に於ける神國として神の制つたものではない、たゞ同信の者が共同して禮拜を行はんが爲めに相集まつたものに過ぎないといふことになつた。夫の國權主義及び社團主義は孰れも此前提に基いて起つた説である。

國權主義はフーゴ、グロツシウスの國家學に基いて、ト

ーマウスの主唱した所で、第十八世紀より第十九世紀の初にかけて勢力のあつた説である。此説に依ると、凡そ組合契約は其の如何なるものなるを問はず、國權に對して獨立なる權力を發生する力のないもので、組合員は其組合設立前に於て、業既に國家の臣民となつてゐたものだから、設立後と雖も、個人としては勿論、組合員としても絶對的に國權に服従しなればならぬ。従て國家は單に組合權力に關して一定の監督權を有するに止まらず、組合權力其物の上に直接に處分權を有するものである。國權は總ての組合權を吸収するものである。治教權即教會權力に付ても亦然りといふのである。

さて教會權力の性質はといふと、教會が既に組合即世間的の團體であるから、其權力も亦爾餘の組合權力と同じく、純然たる世間的、法律的のものであるといふことになつた。既に其の性質が法律的のものであるとすれば、法律的權力はたゞ外的事項に付てのみ行はれ、宗教道德の範圍に及ぶべきでないから、教會は信仰及び教理に付て、何等の法律的權力を有

つべきものでない、其權力の及ぶ所は教會内に於ける風紀秩序等凡そ法律を以て規定し得べき事項に限るとなつた。然るに此の法律を以て規定し得べき事項とは、即是れ國權行動の範圍に入るべきもので、今や國家は教會の外的事件、換言すれば治教權の範圍に屬する總ての件に付て、自から其權を行ふと出來るとなつた。從て君主が治教權を行ふのは二様の資格を有するためではない、單に君主として然るもので且つ其權たるや國權と違ふものではなく、其一部であるといふことになつた。而して君主が教會主長たる地位を占めるのは、其の果して常該教會に屬するや否やに關係しないとなつた。教監主義に依れば、君主は教會を治めるに、法律的教會權力を以てしたのが、國權主義に依れば國家權力を以てするとなつた。加之、教監主義に於ては、教職の靈聖的權力が君主の法律的權力と並び行はれたのが、國權主義に於ては、信仰教理に關する靈聖的權力といふものが全く消滅してしまつた。

以上の所説より當然生ずる結論は、第一、治教權は外部の平和を維持するを以て其目的とし、國權の不可分の成分であつて、君主が教職任命、懲戒及び教會立法を行ふのは、畢竟國安擁護の爲めに外ならないと云ふことで、是からして又かを生ずる結論は、教會の役所と國家の役所とを區別する必要がない、否、教會の役所は即國家の役所、教會の役員は即國家の

役員であるといふので、君主は其治教權を行使するに際し、教務所をして之に當らしめやうが、他の國家官廳をして之に當らしめやうが、全く自分の勝手といふことになつた。加之、教監主義では、神學家の意見が君主を拘束する力があつたのが今では單に君主の參考となるに過ぎないで、それさへ聞かうと聞かまいと君主の考一つといふことになつてしまつた。

社 團 主 義 (第十九世紀)

國權主義も教會を組合と認むる點に於て、既に社團主義の考を包容して居る。併し國權主義は組合權力を國家の自由處分に委するに反し、社團主義は組合自由を以て其の原則とする點に於て兩者の主張は全く相反するので、社會主義に依ると、組合權力は組合に屬して、國家はたゞ組合監督權を有するに過ぎないといふのである。從て教會權力は宗教組合即教會に屬し、國家は教會監督權を有するに止まり、而して此の教會監督權は、一般の組合監督權と同じく、國權の一部を成すもので、教會内の事件を規律する教會權力とは全く別物であるといふことになつた。然るに君主が依然として新教々會主長の地位を占め所謂君主治教權を有する所以は何うであるかといふと、これは社團主義の大に説明に窮する所で、其辨解に依ると治教權は國家と教會との所謂暗黙の契約に因て君主に歸したのである、而して其の君主治教權は繼令君主の手中に在るも、國權とは別なものである、從て君主は國家の元首、

教會の主長といふ二様の資格を具へてあるが、教會主長としての意味は、教會の教監といふのではない、いはば教會の頭取とか事務長とかいふに過ぎないといふのである。

之を要するに、社團主義の、國權主義、教監主義に對する特徴は、教會監督權(國權)と治教權(教會權力)とを區別する點にあるので、國家と教會とが一基督教界の兩面の生活を意味し、教會權力が教界命令權の一部であつた間は(教監主義)、特に教會監督權といふ意義の考へられる餘地がなかつたが、教會が國內に於ける一の組合となり(國權主義)、且つ國家に對し獨立の權能を有するものとなつて(社團主義)、こゝに初めて教會權力に對して教會監督權が現はれたのである。而して此區別たるや、國家教會の關係より見れば、所謂分離制の一形式であるので、社團主義は此方面に於ても新局面を開展したものと謂ふべきである。

社團主義はブーフエンドルフの主張した説で、其起つたのは殆んど國權主義と同時であつた。併しその實際に適用するに至つたのは、第十九世紀殊に其の中頃からで、其以前は國權主義が行はれて居たのである。以下社團主義より生ずる結論と實際の規定とに依り、現時に於ける君主治教權即教會主長としての君主の地位を説明するとしやう。

君主は今日でも教憲の規定に依り治教權を有してある。但し其治教權は、教憲上國權に附從してゐるので、國權の一部

とはなつてゐない。で、君主は國權の外、更に教會權力を持つて居る。從て國家の元首たる資格の外、更に教會の主長たる資格を兼ねて居る。是を以て治教の機關は、君主の機關には違ひないが、性質上教會の機關であつて、國家の機關でない。君主治教權の靈聖的、教監的權力ではなくて、法律的警察的權力であるとは、當初以來毫も變らぬ。教會役員の中には、治教的職務に従事する者(治教職)と、靈聖的職務に従事するものとあつて、どちらも君主の任命する所であるが、前者は君主の機關で、後者は然らうでない點に於て二者其性質を異にしてゐる。何故教職は君主の機關でないかといふと、教法を説き、聖式を施すとは、もと君主の權限外である、即教職の權能は君主治教權より導かれたものでないからである。君主の教旨(信條)に對する關係は、恰も教職に對する關係と同じく、教旨を變更し、補充し、新設するとは全く君主の權限に入つてゐない、教監主義の時代に在ては、君主は教職の決定したる教理を裁可し、之に法律的效力を與へたこともあつたが、國權主義社團主義の世となつて、教職の教會の力が消滅してからは、君主はまた教理立法の權を持たないことになつた。併しこれに付き大に注意すべきは、教理立法はたい將來に向つて廢止されたので、從前の教理立法即法律を以て定められた教理は猶ほ其の效力を保有してゐるといふことである。で其結果、教職は今日と雖も、第十六、七

世紀に於ける法定の教旨に對して、遵奉の義務を有してゐる。従て教職は此點に關係し、猶ほ君主治教權の監督を免がれない。今一つ注意すべきは、君主は教旨の内容を増減することは出来ないが、其の一部に付て法律上の效力を取去ることは此限でなし、即君主治教權は教旨に對し、積極的の力はないが、消極的の力を持つて居るといふことである。君主の權限は即また其の治教機關の權限である。前來屢々述べた如く、教監主義の治教機關は靈聖的事項に付て、君主の權限外の權能を持つて居たが、現時の治教機關は純ら君主の治教權を行使する機關であるから、其權能は君主の權限以外に亘らなるとは勿論である。が、現時の治教機關に關し注意すべきは、社團主義が行はれて教會の性質が一變した結果、更に一種の治教機關が増設されたのである（尤も是はルーテル派に限るとで、カルヴィン派では、當初から此種の機關が備はつて居た）。其次第をいふと、國權主義も社團主義も、教會を組合と認める點に於ては、一致したが、前者は教會を以て國家の機關とするに反し、後者は教會を以て特權ある公法上の法人として、自から其事務を處理する權、即、所謂自治權を有する社團と認めた。そこで教會が一の自治体であるといふところからして、こゝに教團代議の制が起つて來た。即總 教 務 所に對しては總教務會、州 教 務 所に對しては州教務會、縣教務所に對しては縣教務會といふものが出來て、君主

治教權の行使に參與すると、なつた。夫の新機關とは即此教務會のことで、これは俗人と教師から成立してゐて、其性質は他の治教機關と同じである。以上を以て君主治教權の性質を説明した、新教々黨の大体の骨組は之に依て器々窺ひしと出來る、其の詳細の規定は更に後日を待て紹介すると、しやう、終に臨んで猶一こつ注意すべきは、近時於ける獨逸各邦新教々會聯合運動のことで、將來若し之れが實地の上で、新數々憲の上にも影響を及ぼすとであらふ。之を要するに君主治教權は其初め教監主義の形に於て現はれ、爾來國權主義社團主義の時代を通じて、常に新教々黨の骨子として存続したものである。が、社團主義の立場から見ると、何故に國家の元首たる君主が此權を有するかは、理論上殆んど解答すべからざる疑問である。夫の暗黙の契約に基くといふ如きは、開明時代の説明で、固より今日に行はるべきものでない。今日君主が教會主長の地位にあるは歴史上の事實の單純なる繼續と見るの外はない、それにも拘はらず今日猶ほ此事實の容易に變改さるべくも見へないのは何故であらふか。其原因は固より一にして足らないが、治教權を教職の管掌に委するを好まざる新教的精神と、國家教會相互に生ずる實際上の便益と、國家及び新教々會の對舊教策上の必要とは要するに其重なるもので、是等の關係の變史せざる以上は、豫見し得べき將來に於て、君主治教權の撤去されるとはあり得べからざると思はれる。

信 象

佛弟子小傳 (一)

近 角 常 觀

庵三寶に歸命す○庵吉祥なる一切の諸覺者と諸覺有情とに歸命す○十方無邊無限の世界に安住したまへる過去未來現在の一切の諸覺者と諸覺有情と諸 聖 者と諸聲聞と諸 獨 覺とに歸命す○無量光に歸命す○不可思議功德内我者に歸命す
牟尼よ、仁者、勝者、無量光に歸命す、而して我は仁者の哀愍に由て樂有へ往かむ、黄金を以て輝やける林ある樂有へ、諸の善逝の子を以て莊嚴せられたる、意を悦ばしむる處へ、第一の名譽あり、智慧ある仁者の歸依處へ、多き摩尼珠寶の満ちたる彼處へ往かむ。

是は大經梵文開卷劈頭にある歸敬文と頌文とである、南條師の譯によりて之を拜讀し、如何にも難有ゆゑ、謹て茲に掲げた次第である。師は梵文和譯と支那五譯、即ち(漢)無量清淨平等覺經(吳)阿彌陀三耶三佛薩樓佛檀過度人道經(大阿彌陀經)、(魏)無量壽經(唐)大寶積經卷十七無量壽如來會第五(宋)大乘無量壽莊嚴經、の五本とを對照された貴重なる書物を貸し

て下さつた。是は師が艱難辛苦の結果である、之が爲めに經文を味ふ上に新しき光りと多くの便利を得ることが出来る、深く師の好意を謝するのである。

借、私が此經文を味はして貰ふのは、決して文句を追ふて講釋をするのではない、唯拜讀しつゝ信仰上の所感を披瀝する迄のことである。されど私は澤山ある經文の隨一として之を讀むのではなく、佛教全體の上から、宗教としての真髓を繰り上げたものが此經文であると云ふ考である。故に苟も此經文を拜讀する人は、佛教の眞面目は何れに在るか、救濟の要點は何處に存するか、明らかにならねばならぬ次第である。適切に言へば今迄佛教を知らなんだ人でも、之によつて容易に佛教の精神を攫むことが出來ねばならぬ。

然るに、今迄佛教を知らぬ人ならば、佛陀といふ概念がない、佛陀の概念を形作るには、先づ釋迦佛を知らねばならぬ孔子を知らずして儒教を了解すべからず、ゾロアスターを知らずして波斯教を了解すべからず、マホメットを知らずしてマホメット教を了解すべからず。基督を知らずして基督教を了解すべからざる如く、釋尊を知らずして佛教を了解することが出來ぬ。然るに幸にも此經文の中、平生我々が拜讀する魏譯即無量壽經と唐譯即如來會とには簡單なる釋尊の傳記がある。勿論菩薩一般に共通なる資格として記載してあれど、釋尊の傳たることは事實である、故に之に就きて釋尊の

傳を味ふことが出来る。所が、一應形式的に人の傳記を見たところで、中々其人格を知ることは出来ぬ。全体人格を知るには其特徴を知らねばならぬ、然るに釋尊の如き高天圓滿なる人格に至りては頗る想像し難い。故に釋尊を釋尊自身に於てのみ知るよりは、他の色々の人格との關係に於て知る方がよい。即ち釋尊が各佛弟子に對して行はせられたる事蹟によりて、幾分か之を伺ふことが出来る。言を換へて言はば、佛弟子の人格が色々ある故、之に對する釋尊の態度によりて釋尊の人格があらはれてくる。而して何れの佛弟子も釋尊の感化を受けたるものなれば、結局は佛陀の人格が持ち分かれて又佛弟子の上にあはれてあるとも言はれる。夫故、佛陀を知らむとするには佛弟子を知らねばならぬこととなる。

然るに此經文の初めに佛陀說法の會座に與つた人々の中、著しき佛弟子の名が列してある。故に此等の人の小傳を作つてみよふと思ふ、夫に就きて注意をして置かねばならぬことがある。抑々佛弟子の事蹟は廣く諸經文中に散在してある故に、詳細に取調ふるには一々夫に當らねばならぬ。加之、其澤山の材料の中には後人の竄入もありて、犀利なる歴史的眼光を以て選擇を試ねばならぬ。此等の事は一朝一夕の事にあらずれば、今主とする所は各佛弟子の人格を示す點にある。抑々佛陀に十六羅漢若しくは十大弟子あること、恰も孔子に十哲あり、耶穌に十二の使徒あるが如く、何れも一種の材幹を

は、出家の當時道を求めて遂に感服の出来なかつた阿羅漢、鬱多迦を尋ねたも見當らぬ。直ちに自分と同様に苦行を修し、今猶苦行を以て得道唯一の方法なりと誤解して、枯木死灰の様になつて居る此五人の人々を憐み之を救ふために、ペナレマの方に向て進み行かれた。此時道で、ウツバカなる人に出遇はれたるに、彼は驚きて何が故にかく悦ばしき容貌をなせるかを尋ねた。すると、佛は答へて曰はるゝには我は凡てを服従し、凡てに通じ、一點の垢穢なく、最高者となれり、勝利者ととなれり、我世界の闇を破らむが爲めに、ペナレスに向ふと語られたとあるが、如何にも天地に溢るゝ歡喜の情が想像せられる。

此時五人は遙かに釋尊の來らるゝのをみて、沙門瞿曇が來たが、彼は懈怠の人である、禪定を喪つたものである、墮落者である、穢れたるものである、我等は彼を敬すべからず、彼を禮すべからず、彼を迎ふべからず、彼に安座を與ふべからずと互に相談をした。然るに釋尊が漸々近づくと共に從ふて相共に座に安んずる能はず、誓ひに違ふて起ち上りたき心持がする。恰も鳥が鐵網中にあるとき大火ありて網を熱すれば、鳥安住する能はず、飛はんと欲し、跳んと欲するが如き有様である。遂に釋尊の近くに從ひ皆覺えず起ち上り、或は座を設くるあり、或は水を持ち來るあり、或は足を洗ふあり。諸尋ねるには、長老瞿曇、身色皮膚快好清淨にして面目圓滿

具へ常に其長所を發揮して居る。成るべく其點を明らかにして佛陀との關係を見出すのが、今小傳を作る目的である。尊者了本際。尊者正願。尊者正語。尊者大號。尊者仁賢。こは阿若多憍陳如 Ajunta Kammudya 等の五比丘のことである。抑此五人は釋尊が王宮を出て、山に入り賜ひたるとき其様子を觀察し、保護するが爲めに、釋尊に從て、同じく修行をした人々にして、從者中の最も忠實なるものである。釋尊が苦行を修して肉落ち骨露はるゝ苦勞をせられたるとき、同様に苦行を修した人々である。後釋尊が苦行の解脱の爲めに益なきを悟り、難陀婆羅なる牧女の捧ぐる乳糜を受けられ身神を快復せられたるを目撃して、瞿曇、墮落せりとなし、釋尊を捨て、去つた人々である。憍陳如は佛弟子中に於て梵行第一とあるが、如何にも餘程の實行家とみえる、即ち意志の強き、主義の人とみえる。而して佛陀が之に對する態度を味ふべきである。

釋尊は益々孤身其信する所の中庸の方法を以て、健全に修行靜座に着手せられ、遂に降魔成道をせられたるとき、釋尊は満面の笑をたゝへて、所謂諸根悅豫の容貌にて、殆むど譬ふるに物なき有様である。此時佛陀は多年の憂悶と苦痛とを一時に脱却して、大安慰の天地に出でられたるものゆゑ、一切の苦める者、憂ふる者、惱める者をもて同情慈悲の念に堪へず、直ちに救済に着手せられた。先づ第一に起ひ起されたなり。光明麗しくして諸根寂定なり。必ず妙好の甘露に遇ひ或は清淨の甘露の聖道を得たるなるべしと云ふた。釋尊之に答へらるゝには我を呼ぶに長老を以てする勿れ、我既に甘露の法を證し、我既に甘露の道を得たり、汝等我教に隨へ、汝等我言を聽け、我汝等に教示せんとて初めて法輪を轉せられた。嚴格なる修行者と圓滿なる大覺者との對話が想像せらるゝ。

釋尊は出家の人は二者の極端を避くべきことを教へられた、即ち一方には世上の快樂に耽り、卑下なる、凡俗なる、愚魯なる利益なき行を避くべく。又一方には苦行に陥り自ら苦しむ、亦愚魯なる利益なき行を避くべきことを教へられた。而して真正なる修行、真正なる得道は此兩極端を避けて、健全なる秩序正しき方法、即中庸の道を以て進むべきことを教へられた。即ち八正聖道である、八聖道とは廣き意味で云へば適切なる實行法である。即ち正しき意見、正しき決心、正しき言語、正しき事業、正しき生命、正しき訓練、正しき思念、正しき疑心である。勿論此時の説法は四諦の法門である、曰く生は苦也、老は苦也、病は苦也、死は苦也、我が嫌ふところと合するは苦也、我愛する所と離るゝは苦也、我欲する物を獲ざるは苦也、五蘊に著するは苦也、饑渴と慾望とを全く滅さば是即ち苦を滅する也と。而して此滅を得るの道として八聖道を説かれたのである。實に四諦十二因縁の法

は佛陀出家の動機たる生老病死、即ち人生問題の第一着手の解決である。而して爾後大乘佛敎に至りて幾多の積極的解決があるが、此八聖道は廣義に於て如何なる場合にも適用が出来る。現時吾々が佛陀を信仰する上からの實行法とも見做すことが出来る。是釋尊が實行家の惺惺如等に賜はりたる適切なる實踐的敎訓である。

教界彙報

日蓮宗の新聞計畫

日蓮宗及び顯本法華宗の宗族十四舎は、宗務擴張上新聞の必要を感ず來春を期し、府下に於て一新聞を發行し、同宗に關する雜誌類を同新聞に合併すといふ。

東洋宗敎大會

さきつ頃印度に遊び、又は清國に航したる織田得能師は印度敎の高僧と計りて東洋諸國の佛敎系統を聯合して、一の大研究會を開かんとして、先づ北京に赴きて喇嘛敎實主に就き、更に南京に至りて揚仁山に就きたるに、何れも賛成を表し、殊に喇嘛敎徒の來朝については、北京公使に於ても最も力を盡すところありたれば、遂からず我國に於て東洋宗敎大會は起ることならんといふ。

眞宗大學の卒業式

大谷派眞宗大學にては、去六日卒業證書授與式を舉行したるに、新法主臨場せられ、左の訓示を朗讀せられたり。茲に本日を卜して眞宗大學及び敎導講習員卒業證書授與の式を舉行するに當り聊か所懐を述べて卒業者諸子に告ぐ

抑々宗門敎育の本旨は其材を育成して布敎に資せんとするにあり諸子は今學を卒りて之より事に従はんす諸子の任豈輕しとせんや

惟ふに世俗の風潮は急激に赴き志操の傾向は月に羸劣を示す方に是れ敎化の醫策を要する秋にあらずや諸子克く此間に介立して先づ自己の心身を純清ならしめ健正ならしめ決して四圍の爲めに犯されず障害の爲めに撓まず至誠道に殉し勳精業に努めずして可ならんや一派敎育の前途諸子に俟つもの頗る多し余深く

追て神佛二敎の講義所説敎所の類に對しては本文に依り御取計可然此段申添候也

講習會の一東 大日本佛敎青年會の講習會は去る十三日發老に開會式を擧げたり○關西佛敎青年會にては廿日より和歌の浦に於て開く由○越南越同志會にては來る八月一日より一週開米協浦に於て齋藤唯信師を聘して講演を開く由

古 今

チンツェンドルフ伯 (下)

待 山 生

兄弟敎團の目覺しき働は大に世人の注目を惹き一方に同信の者の聽ると同時に一方には多くの敵が現れて、四面より攻撃の聲が追々に高まつてきた、正信主義の徒は勿論實信主義の輩ですらチンツェンドルフはまだ心の内で懺悔の戦をした人でない、從て大悟徹底の境を経ないから眞の信仰を得た基督敎徒と云はれないと云ひ出した、此批評は太く彼の心を衝たもので、彼は暫くの間は大に憂愁して果して左様のものであるか如何か聖書に就て研究した、しかし研究すればする程幼時より主に引つけられた彼は縱令一時に開悟するとはなくとも尙其の神の子たるを得べきと發見して漸々安心したといふとである、千七百三十四年彼はストラールズンで有名なるルーテル派神學者の前にて制規の試験を経て公然身を敎

意を賭すに屬す諸子幸に自愛せよ

澤柳氏送別會

大日本佛敎青年會にては、今會會員柳澤政太郎氏、獨逸ハンブルヒ開會の東洋學會出席のため十二日出發せらるゝにつき、去る七日午前十一時より麹町富士見町富士見軒に於て送別會を開きしに、出席者三十餘名にして頗る盛會なりとす

高輪佛敎大學及中學の紛擾

同學にては學期試験全廢の議に付き過日來紛擾を極めたりし、教員うれしく調停する所あり双方圓滑に治まりたりといふ、可賀ことなり。

無料宿泊所の現況

かつて詳報せる淺草本願寺輪番大草惠實、東京養育院幹事安達藤忠の兩氏に依て、興されたる淺草松葉町の無料宿泊所は、頃日來の梅雨にて空しく路頭に迷ふもの多く、爲めに毎夜の宿泊者も常に比して多しといふ、今先月分の統計を左に記さず

區 別	人 數	本年一月より五月まで	創業より	計
養育院へ入院せしめたるもの	二	一一	二九	四三
義務を興へたるもの	三	一八	六七	八七
共済慈善會へ送りたるもの			一	一
東京感化院へ入院せしめたる者			四	四
福田會へ入院せしめたるもの			二	二
警察署へ引渡したるもの				
宿泊のみせしめたるもの	二五九	一、四三四	一、七五五	三、四四八
金銭をすり取られ困難せしもの	二	八		一〇
計	二六四	一、四七二	一、八五八	三、五九五

講義所説敎の無稅

耶蘇敎諸派にて市内各所に設けある講義所等は社寺に準じて家屋税を免除すべきや否は久しき問題なりしが今關東京市は内務省の指令に基づき左の如き通牒文を各區に發し凡て無稅とする事となりたり

神佛二敎以外の宗敎と雖も明治卅二年内務省令第四十一號に依り地方長官許可を受け奉る宗敎直接の用に供する土地家屋營造物に對しては自今市税を賦課せざる様御取計相成度候

師の籍に置いたか彼の敵は尙其鋒を收めないのでのみならず、貴族までが彼の行動は同族の体面を汚すものであると攻撃した、そしてザクセン政府は千七百三十六年檢察使を遣はして敎團の事情を取調べさせたが、まだ其復命のないうちチンツェンドルフに對して追放の命令を發した、これは恐く奥國政府が自分の國民なる多くのペーメン人を引寄せたのを心憎く思てザクセン政府を敎唆したものであらふとのである。

チンツェンドルフが追放の命令に接したのは、丁度彼が和蘭に旅行してあるときであつたが彼は從容として「私は是から巡禮として世界に主の事を説きまはらなければならぬのだから少なくとも向ふ二十年の間はヘルンフリートに歸るとは出來ない」といつたさうで此言は實際事實になつたのである。

爾來彼はイセンプルの貴族の好意に依て彼の妻と一隊の兄弟姉妹と共にツテローに住して、に所謂巡禮敎團を形成して歐羅巴諸國から亞米利加の方迄も巡遊して布敎傳道に盡瘁した、今其道行のあらましをいふと千七百三十六年の夏、彼は露西亞の東海諸所を巡回し歸途(翌年)伯林にて元と古ペーメン兄弟團の敎監で當時は王室附設敎師たるヤブロンスキより該團敎監たる資格を相承け、翌三十八年再び伯林に至り、ろれよりセントトーマス島に航して傳道の狀況を視察し、一旦ツテローに歸りて千七百四十一年英國からまたく北米に航し敎團を新設したり、印度人に傳道などして、四十三年に

ワッテローに歸て同年未再ひ露西亞に旅し、翌年シコレイションを通じてまたワッテローに歸て來た、チンツェンドルフが是等の大旅行に於てした仕事は固より難多であるが、とりわけ彼の骨折などは各地に於ける兄弟教團の統一といふことであつた、で、此間屢々總會が開かれたが就中千七百四十一年にロンドンに開いた總會は最も著しいもので、此會に於て教團は所謂「特別の結」といふとに依て基督を直接に其長と仰ぐになつた、特別取結とは即基督が教團と特別の關係を取結んだといふ義でこれは兄弟教團は他の諸教派とは異なり、正真正正の子の寄合であるといふ當初より教團の持てゐた考から起たのである、從來は一人の總長老といふものがあつて、それが各地教團の連絡を計てゐたのが特別の結が成立してから、基督自身が萬事を統督して呉れるとになつたので、其下に一の合議の府を設けて教團の通常事務を取扱はしめ、重要なとは凡て神の言に依て基督の意志を探り之に従て行ひ、疑しき場合に於ては神に依て決するとした。總會が此事を感知し且神に依て其決議が確められたとき其席にありし者は皆聖靈に満たされたといふと之を各地の教團に通知した、十一月二十三日といふ日は今でも紀念祭日となつて居る。

チンツェンドルフの追放時代は兄弟教團の最も擴張された時であつたが、また最も危険の多い時で、此間に於て世間の

批難攻撃は殆んど其極に達した、しかし其批難攻撃は全く火なき煙ではなくて誤解譏嘲侮を招くべき材料は教團自身に於ていくらも提供したのである、夫の特別の結な、その一つでまたこの教團で最初から教職の任命傳道師の派遣婚姻等につけて行はれてゐる神團の制なども亦其一とつであつた、それからチンツェンドルフの神學上の特殊の見解は大に攻撃の種を蒔いた、其一二をいふと彼は三位一体を夫婦と小供に見たて、聖靈は神父の配母の役を勤めるものと解した、また、基督は人間直接の父であつて、神は世間といふ眞と加祖父とかいふものに過ぎないといふ説を立てた、それから婚姻に關しては婦の本來の配を基督で夫は基督の代理者に過ぎない、而して子を授へるのは即基督の仕事をするのであつて婚姻は眞の聖式であると主張した、此の如き見解からして一時は教團内に於てやゝ猥褻に渡るやうな諧美歌やら極めて陽氣な祭やが行はれて誠に危ふいとなつたが、後にはチンツェンドルフも大に反省してその餘りに突飛なりしを悔ひ全力を擧げて矯弊の道を講じたので、やう／＼教團の存在を全ふする事が出来た。

墓はフイールドベルヒの山腹なる教團の墓地に在て其表には「彼は實を持來すべく定められてありし而して其實は今も尚とまされり」としてある、然り彼は誠に實を持來したものである、彼の作つた兄弟教團は現今に於て約三萬五千の團員より成立ち、現存の新教傳道會社中最古のものとして四大洲上二十一の異りたる地方に於て百五十有餘ヶ所の傳道署を設けて十萬の異教信徒を有してゐる、即異教信徒と團員との比例は約三に對する一である、これは實に他に比類のない成功であつて堂々たる大教會を遙か後に控着たらしめてゐる觀がある、併し彼の功績はかゝる統計を以て數へるとが出來る部分に存するのではない、當時の萎靡せる教界に實際の模範を示して一大刺激を與へた點にあるのである、夫のウエスレー開悟の一件の如き以て他を推すとが出來る、後年第十九世紀の新教に會々新方向を指示したシユライエムマッヘルの如きも、幼時兄弟教團の學校で育た人である、所謂第十九世紀に於ける「信仰覺醒に就ては甚なからず彼の力が與て居ると云ふてよろしい、此意味に於て彼は「教會内に於ける小教會」の理想を實現してまた遺憾なしとみても過言でない、史家が彼を評してウエスレーと相駢んで第十八世紀の教會史上の大立物とするのは能く其當を得たるものとおもはれる。(完結)

彼の追放の解かれたのは千七百四十七年であつたが彼は茲に歸省せんとせず尙諸方を旅行し殊に四十九年より五十五年迄に重に英國に止まつた五十五年再びヘルムフットに歸りて來た、彼の死んだのは千七百六十年五月九日であつた彼の

社 會 小 觀

▲動物虐待防止會 去る六日夕外神田一ツ橋學士會に於て同會發起人の合あり、來會者は大内清、村上原、湯本武比古、山縣三郎等十六名にして過去一月間に於ける會の活動今後の計畫等につき報告談話あり、會の記章を定むる事、來九月報告書を發行する事、發起人の一人好木春が不日倫敦に赴くを以て同人に托して同地の防止會と聯絡を通ずる事等を議決したる由

▲郵便貯金の高 逓信省に於て簡便の方法を取りて、貯金の奨励を爲したる以來、貯金者の數に増加し、内地は勿論臺灣をも含む全國郵政局に於て、本年一月より今日まで取扱現存の貯金々高は、二千八百萬圓にして、今之を昨年取扱ひたる金高に比較すれば實に二百萬圓の増加を見らる。

▲腎肉取り犯人 去る三月麹町區内某少年の腎肉を取り取り、無惨の兇行をなしたる犯人は一學生なりとて、嫌疑者として引致せらる、併し事實眞なるか否かは判明せずと云ふ、探偵の苦心想ふべき也。

▲飼犬の戸籍調 犬の中にも立役形敵役など夫れ／＼の身分あること大芝居を見て知るべし、去れば近來市中に出没する狂犬は皆此敵役の仕業にして、本年は其數影だしく一昨年より三倍以上も増したれば警視廳にては往來の危險を避ける爲め、市中飼犬の戸籍を調べ無宿の犬は片端より撲殺して、惡犬亡び善犬榮ふと云ふ大詰まで、退治する事となし、又假令飼犬たりとも外出させる時には、口綱又は口輪を籍めて、人を咬み傷つくる事なきやう豫防する事に決したりと云へば、近日より着手するべし、今や惡犬世に憂ひ、適はれお家の忠犬も罪なくして咎めを受け、或は非道の折檻に聲も立て得ぬ狼狽、庭の立木に縛しめられて、中將座や浦里の穴を行く女形もあり、犬仲間にては孰れも慈悲の沙汰多かるべけれど、人の腰を咬る犬のみならず、親の腰を咬る放蕩息子にも、此口輪なき最も妙なるべし。

▲六七歳の少女 歌舞妓に仕立て遊興の席に侍らしめて、醜行男子の玩弄物たらしむるは、酷なりとて警視廳は昨今嚴重に取調中なりと、未だ東西を辨知せざる、可憐の少女をして、早くも惡風に感染せしむるに至りては、實に言語同断の事共なり。

▲萬朝の理想園

かいてより萬朝報社にては理想園をつくりて、われ同志を糾合し會員を募集して、非常に盛大に赴き來りしか、今回理想園の理想として、來る廿六日神田青年會に於て八月總選舉の議員の豫選會を開くとに一決し、左の如き意見書を發表せり、其一節を左に抄せん

集會して何を爲すや、單に理想より云へば高尚の方策あるべきも、今は眼前の實行問題なり、高きに馳せて實際に遠かる可からず、止を得ざるが爲に目下東京市に候補者名乗る人總体の中にて、幾何か紳士らしく又は衆議院議員らしかる可しと認めらるる者數名を豫選せんと欲す、豫選して團員中に在る投票を其の數名に集めんと欲す、是れが比較的に真代議士を出す手初なり、第一歩なり

▲足尾町幼稚園
は銅山を以て有名なる足尾町に設置せられたるものにして、發起者は大田、山田、島田、奥田、林等の諸師なり、善學といふべし、趣旨書の要點は如左

私共は敢て大學の増設を願ふものでもなければ中等の増加を欲する者でもない寧ろ初等教育の繁榮を願ふ者である就中幼児保育貧兒孤兒教育等の如きものを盛大にするには健全なる國民を形成するに云ふ點から見ても又社會改良といふ點から見ても頗る緊要なことであらうと思ふ諺に三つ子の心百までもと言ひますが之れ大に私共の味ふべき諺ではなからうか私共が街路を通行致ます際に無教育な母親や子守が幼児に向ふて悪戯を教へ悪習慣を襲けて居るのを目撃するところが度々御座いますか斯かる無法な家庭や無教育な子守に依つて保育せられ悪悪化を受けた幼児は習ひ性となつて成人して猶其心を持つて居るさいふのですから實に恐ろしいことでありませう

●七八兩月日曜講話 休講

一金壹圓也 肥前 谷川理 尙殿

累計二百七十四圓四十八錢

右本會基本金の中へ御寄附被下候段謹て茲に厚意を謝し申候

七月

大日本佛教徒同盟會本部

文學士 清澤滿之師序
文學士 近角常觀君著

信仰の餘瀝

再版

●定價金拾五錢(但郵税不要)
●郵券代用一割増

本書は著者が、活火炎々たる自家の信念を表白したるものにして、其説く所卑近に流れず、高遠に失せず、平易の裡、紛糾錯雜せる人生問題を捉へ來りてよく之を調理し、讀者をして憂然胸中秘奥の琴線に觸れしむるものあるを覺えしむ、苟も信仰の飢を叫ぶの士は、必ず一讀せられんことをすしむ、

- 一、宗教的同朋。
- 二、活ける懺悔。
- 三、外、柔にして、内、剛なるべし。
- 四、聲をきくべし、光を見るべし。
- 五、我を捨てむと欲すれば捨つる能はず。
- 六、佛の人格。
- 七、地を固く踏めされど常に歩を進めよ。
- 八、信界に於ける監獄。
- 九、詩的信仰は一種の懈慢界なり。
- 一〇、宗教心は最も健全なる常識に外ならず。
- 一一、因果應報は宗教的自覺なり。
- 一二、相對世界の真相。
- 一三、生さんが爲めに働くべからず、働かんが爲に生くべし。
- 一四、佛陀を近きに求めよ。
- 一五、信念に修養は實際問題に如くなし。

東京本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部